

◆◆◆目次◆◆◆

- 1 10月1日から最低賃金が880円に引き上げられます【岐阜労働局】
- 2 業務改善助成金が使いやすくなりました【厚生労働省】
- 3 粉じん障害防止総合対策推進強化月間について【岐阜労働局】

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

- 1 10月1日から最低賃金が880円に引き上げられます。

「岐阜県最低賃金」は、10月1日から、時間額852円から28円引き上げられ、時間額880円になります。

○「岐阜県最低賃金」

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働く全ての労働者に適用されます。ただし、特定の産業に従事する労働者には、該当する特定（産業別）最低賃金も適用されます。1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

○問い合わせ先

- ・岐阜労働局 賃金室 電話：058-245-8104
- ・高山労働基準監督署 電話：0577-32-1180
- ・岐阜労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

- 2 業務改善助成金が使いやすくなりました。

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者（以下「事業者」）の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

8月から新型コロナウイルス感染症の影響により特に業況が厳しい事業者に対して制度内容を拡充し、助成対象となる設備投資の範囲の拡大を行うなど要件が緩和されていますので、この機会に制度利用をぜひご検討ください。

○対象者

- ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ②事業場規模100人以下

○支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること。
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと。
- ③ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと。
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと。
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ次のいずれかの要件に該当すること。
 - ア 賃金要件 事業場内最低賃金900円未満の事業場
 - イ 生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年又は前々年の同月に比べて30%以上減少している事業者

○助成額 最大450万円（上記⑤のア又はイに該当する場合 最大600万円）

○助成率 事業場内最低賃金900円未満 通常4/5（生産性要件あり 9/10）
事業場内最低賃金900円以上 通常3/4（生産性要件あり 4/5）

○助成対象 設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など）
※PC、スマホ、タブレットのほか、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象）

○申請期限 令和4年1月31日（予算がなくなった時点で募集終了）

○厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

○申請・問い合わせ先

岐阜県労働局 雇用環境・均等室 電話058-245-1550

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

3 9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です。

厚生労働省は、「全国労働衛生週間準備期間」に合わせ9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定めています。

第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、次の事項を重点とした取組を推進しています。粉じん障がい防止対策のより一層の徹底をお願いいたします。

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業または、ばり取り作業および屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障がい防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 離職後の健康管理の推進

○厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19768.html

○問い合わせ先

岐阜労働局 健康安全課 電話：058-245-8103

***** メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更 *****

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jpあてにメールでご連絡ください。

○配信中止の場合

タイトル：【配信中止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス